

令和元年

赤平市議会第3回定例会会議録（第2日）

9月10日（火曜日）午前10時00分 開議  
午後 1時57分 散会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
1. 木村 恵 議員  
2. 御家瀬 遵 議員  
3. 安藤 繁 議員  
4. 東 成一 議員  
5. 伊藤 新一 議員

順序	議席番	氏名	件名
3	2	安藤 繁	1. 市長の政策について 2. 電力発電について 3. 町内会について
4	9	東 成一	1. 今後の赤平の農業について 2. 空き家対策について
5	8	伊藤 新一	1. 子育て支援について 2. 高齢者対策について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問

順序	議席番	氏名	件名
1	3	木村 恵	1. 子育て支援について 2. 高齢者支援について 3. 住環境整備について 4. 会計年度任用職員制度の導入について 5. マイナンバーカードについて
2	7	御家瀬 遵	1. 畠山市政の方向性について 2. 町内会運営経費の軽減について

○出席議員 10名

- 1番 竹村 恵一 君  
2番 安藤 繁 君  
3番 木村 恵 君  
4番 鈴木 明広 君  
5番 五十嵐 美知 君  
6番 北市 勲 君  
7番 御家瀬 遵 君  
8番 伊藤 新一 君  
9番 東 成一 君  
10番 若山 武信 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長 畠山 渉 君

教育委員会教育長	多田豊君
監査委員	目黒雅晴君
選挙管理委員会 委員長	壽崎光吉君
農業委員会会長	中村英昭君
副市長	永川郁郎君
総務課長	熊谷敦君
企画課長	林伸樹君
財政課長	尾堂裕之君
税務課長	田村裕明君
市民生活課長	町田秀一君
社会福祉課長	蒲原英二君
介護健康推進課長	千葉睦君
商工労政観光課長	磯貝直輝君
農政課長	若狭正君
建設課長	高橋雅明君
上下水道課長	亀谷貞行君
会計管理者	伊藤寿雄君
あかびら市立病院 事務長	井上英智君
教育 学校教育 委員会 課長	大橋一君
” 社会教育 課長	野呂道洋君
監査事務局長	中西智彦君
選挙管理委員会 事務局長	梶哲也君
農業委員会 事務局長	若狭正君
<b>○本会議事務従事者</b>	
議会 事務局長	井波雅彦君
” 総務議事 担当主幹	安原敬二君
” 総務議事 係長	笹木芳恵君

(午前10時00分 開 議)

○議長(若山武信君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、4番鈴木議員、6番北市議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、子育て支援について、2、高齢者支援について、3、住環境整備について、4、会計年度任用職員制度の導入について、5、マイナンバーカードについて、議席番号3番、木村議員。

○3番(木村恵君) [登壇] 件名の1、子育て支援について、項目の1、幼児教育無償化について、要旨の1、お聞きします。

10月から幼児教育無償化が始まることとなり、定例会初日に関係条例の改正が提案されました。しかし、先行して新聞報道にもあるように対象年齢、対象となる費用、対象となる施設など、また市独自の減免制度との関係からも内容は複雑になっています。近隣市では、保育所単位で入所児の保護者に対して説明会を開いているところもあります。いまだに市民に対して対象となる子供、費用、施設などの

内容がはっきりと周知されていないのはなぜかお伺いします。

○議長(若山武信君) 市長。

○市長(畠山渉君) 幼児教育無償化についてお答えさせていただきます。

このたびの幼児教育無償化につきましては、3歳から5歳までの子供と住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの子供について幼児教育、保育施設等利用料の無償化を行い、子育て世代の負担軽減を図ることを目的としております。当市では、これまで保育料につきまして国の基準よりも独自減免によりまして保育料を半額にするとともに、第2子目以降も無料にしておりましたことから、今般の無償化制度の導入を受け、政策的な判断を含め、保育料をどのようにするのかにつきまして検討を進めてまいりました。その結果、今定例会におきまして無償後の保育料等の説明や関係する条例案につきましてご審議を賜りました後に通園、通所をされている未就学児の保護者の方に対しまして無償化の対象やその範囲、対象施設等につきまして周知を図ることとしております。また、10月広報配布時に無償化のパンフレットを配布し、広く市民に周知を図る予定となっておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(若山武信君) 木村議員。

○3番(木村恵君) [登壇] 検討を重ねてきて条例改正した後に保護者の方々へ周知する予定だという内容だと思うのですが、昨日の行政常任委員会で条例改正以外の赤平市独自の軽減については、副食費の実費徴収などについて政策的な判断も含めて報告がありました。ここでの質問では取り上げませんが、一言副食費の公費負担、独自軽減の継続という今回の判断というのは非常に評価されるということは申し上げておきたいというふうに思います。

しかし、保護者の方々の新たな負担が生じないからということで周知は10月の広報でも問題ないという判断になって今まで周知していないのではないかと

というふうにも考えますが、自治体によっては副食費の実費徴収を行うところも今回あります。そういう話を聞けば、保護者の方々もやっぱり気になっているのではないかとというふうに思います。私は、できるだけ早い時期の周知があつて当然だったのではないかとというふうに考えます。検討に時間を要したため周知がおくれているのか、あるいは人員その他物理的な原因で保護者説明会等が開けなかったのか、単純に検討してきて保護者負担が新たに出ないということで周知がおくられても構わないという判断だったのか、もう一度お伺いします。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（蒲原英二君） お答えいたします。

できるだけ早い時期での周知についてということまでのご質問ですが、国の基準に基づいての改正のみですとそれなりの情報提供ができたのかもしれませんが、当市においては独自減免の関係もあり、検討に時間を要しました。今定例会での条例改正の提案を含め、定例会で可決をいただきましたら、すぐに周知を図ることとしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 条例改正だけであれば周知できたけれども、市独自の減免をどうするかということに検討に時間を要したということですね。そういう検討をしておくけれども、判断としては私はよかつたのではないかとというふうに思っていますので、おっしゃる内容はわかりました。ただ、人員的に保育所単位で説明会ができなかったとか、そういうことではないということですね。10月からの幼児教育無償化というのは、消費税増税とあわせて進められて話が出ていたことであつて、消費税に関しては日本共産党は反対をしまして、消費税増税に頼らず、幼児教育が無償化できるということを言っていますけれども、幼児教育の無償化に関してはやるべきだという立場です。いずれにしても、時期がわかつていたということですから、検討に時間を要したと言いますけれども、もっと早い

段階からしっかりと検討して対応できたのではないかと。保護者の方々の心配、そういったものの負担軽減、心配を解消できたのではないかとというふうにも思いますので、その辺はしっかりとやっていただきたいと。ただ、今回検討内容は本当によかつたということは申し上げたい。子育て支援担当の体制強化というのも十分必要になってくると思いますので、後の質問でやりたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2です。子どもの虐待について、要旨の1です。ことしの6月19日、児童虐待防止の対策強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が不十分ながらも国会で全会一致で成立をしました。体罰の禁止、児童相談所の体制強化や機能分化、児童福祉司の数など一定の前進を見たところですが、しかし、現実とはいうと、毎日のニュース等でも報じられているとおり、痛ましい事故につながるケースが後を絶ちません。赤平市子育て支援条例第13条では、「市は、保護者、地域住民、学校等及び事業者と連携し、子どもに対するいじめ及び虐待を未然に防止し、早期に発見するよう努めるものとする」、2項では「市は、いじめ及び虐待の事実があると思われるときは、速やかに必要な措置をとるよう努めるものとする」となっています。赤平市の虐待の相談件数、児童相談所との連携についての現状はどうなっているかお伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 子どもの虐待についてお答えさせていただきます。

近年ほかの自治体におきまして児童虐待による死亡案件等が発生し、社会全体として憂慮すべき状況にあります。赤平市におきましても年々虐待通告事案が増加しており、担当係も対応に苦慮しているところでございます。今年度これまでに寄せられた虐待通告件数は6件に上り、通告後48時間以内に児童相談所や警察と連携を図りながら対象児の安否確認を行うほか、虐待の背景の調査、関係者によります連絡会議の開催、事後のフォローアップなどを複数回行い、再発防止に努めるなどの対応を行っており

ます。

今後につきましては、ご質問のとおり虐待の未然防止や早期発見、早期介入が図れるよう市内小中学校や幼児教育施設等、それらと一層の連携を図り、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 相談件数は、年々ふえているということでありました。通告後48時間以内の連携など、しっかり対応しているということが答弁されたのですけれども、一旦安心はするところですが、同時に半年で6件の通告があったということが確認できました。大きな事故にはつながっていないとはいえ、まさに憂慮すべき状態だというふうに思います。答弁で年々ふえているということをおっしゃいましたけれども、全国では児童虐待の相談対応件数というのは2010年ころから急激にふえており、2009年の4万4,211件から2017年には13万3,778件と9年間で実に3倍にもふえています。2004年の児童福祉法改正により、児童相談所と市区町村の2層制での虐待の対応の仕組みというのが始まり、2016年の改正で児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援、これには市町村が対応することとなりました。市区町村にも独自の専門性というものが求められるようになったわけですが、現在の赤平市の体制というのは十分にとれているのでしょうか、お伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 当市の体制は十分にとれているのかとのご質問につきまして、現在担当係にてほぼ1名が対応している状況でございます。また、専任ではございませんので、かなりの業務量になっていることは承知してございます。今後について行政改革の中で体制強化も含め検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 1名で対応してい

るということで、専任ではないということですから、体制としてはどうでしょう。不十分とまで言えるかどうかわかりませんが、拡充の必要はやっぱりあるのかなというふうに思います。これからの児童相談所の課題というのは、まず人材の確保、養成というふうに言われています。国に対しても地方六団体や全国の地方議会からそういった内容の要望意見書等も上がっております。同様に、市区町村でも人材確保、養成というのがやっぱり必要になってくるのではないかとこのように考えますので、赤平市においても人材確保、さらに養成という部分しっかりと取り組んでいただいて児童虐待の未然防止、痛ましい事故につながらないようにしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の3です。発達障害について、要旨の1です。近年発達障がいのある子供がふえていますけれども、そのサポート体制についてはまだまだ進んでいるとは言えないと思います。脳機能の発達に関係する障がいであるとされており、自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど多様になってきています。コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手とされており、その行動や態度は自分勝手とか変わった人、困った人と誤解され、敬遠されてしまうことも少なくありません。周囲の理解とサポートがなければ、遠くまで診察や通所するためにご家族の方は仕事につけないというケースも出てきています。対象となる赤平市の就学前を含む児童生徒数はどうなっているのか、またサポート体制の現状はどうなっているのかお伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 発達障がいについてお答えさせていただきます。

確かに近年発達におくれや問題を抱えるお子さんがふえてございます。このような発達のおくれは、通常市保健師により行われる1歳6カ月児健診や3歳児健診及び5歳児相談により認められることが多く、その場合保護者の方と相談しながら地域子育て

支援センターを初め、その療育のために適切な社会資源へと結びつける支援を行っております。また、8月末現在でございますけれども、未就学児におきましては障がいや障がいのおそれがある子供につきまして児童発達支援等のサービスを6名の子供にご利用いただいております。就学児においては、特別支援学級に在籍し、情緒面に課題を抱えるなどの子供につきましては放課後等デイサービスを31名の子供にご利用いただいております。他者とのかわりの中からコミュニケーション能力を初め、必要なスキルについて向上させるための支援が行われております。さらに、これら障がい福祉サービスの利用に際し、給付費の支給支援時や支援計画作成時に保護者からの相談にもあわせて応じているところでございます。現在のところこのような形で療育の推進を図らせていただいておりますが、これら給付事業につきましては保護者の経済的不安の解消、早期から療育への取り組みを推進するため、本市といたしましてはその利用料については無償とさせていただきますところでありまして、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 未就学で6名、就学児においては31名がいて、放課後等デイサービスを利用しているということでした。サービス給付にも無償化と保護者の負担の軽減もしっかり行っているということでしたので、評価されるのではないかとこのように思います。障がい福祉サービスにおいて未就学、就学問わずですけれども、これが赤平市内で完結をしているのか、また他市町を利用しなければいけないケースというのがあるのか、それと学校における特別支援学級、今答弁にありましたけれども、これは十分に機能していて人材も足りている状況か伺います。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（蒲原英二君） まずは、赤平市内で完結しているのか、他市町を利用しなければいけないケースもあるのかについては、未就学児の児童

発達支援等のサービスについては赤平市内に施設があると利便性は高まりますが、当市に施設はない状況です。障がい福祉サービスの観点からは、保護者と子供が自分たちのニーズに合った施設を選び、利用することができるため、市外利用について問題はないと思われま。ちなみに、市外の施設のほとんどが送迎サービスがありますし、やむを得ず送迎サービスを使えない施設については交通費を基準に基づいて支給しておりますので、問題は生じておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 学校における特別支援学級の状況につきましてお答えいたします。

本市では、専門医、関係行政機関の職員、学校長、特別支援学級担任教諭で構成されている赤平市教育支援委員会を適時開催するとともに、保護者とも協議し、適切な特別支援学級の在籍を決定しており、また人材につきましては道費の教職員が定数に応じて配置されております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 赤平市内では、なかなか完結しない問題だということだと思います。当市に施設があれば利便性は高まるけれども、ないという答弁だったと。市外利用については、そのかわり送迎サービス等で問題は特に生じていないということだったと思いますが、送迎サービスがあるので、問題ないというのは物理的なのか、利用ができるということになるわけですが、やっぱり保護者の方の負担ということを考えると、仕事につけない等々ということにも、送迎で送り迎えをしていただければそれは可能ですけれども、送り迎えをしなければならぬケースがあればやはり保護者の負担というのが軽くないところにもつながるのかなと。まだ拡充する必要があるのではないかとこのように思いました。特別支援学級については、配置基準どおり定数に応じて配置されているということでしたので、これは引き続き道と連携をしてや

っていただきたいと。中学校のことが6月議会で質問もありましたので、その辺もしっかりと行っていただきたいというふうに思います。保護者の方々の経済的な不安の解消、これには先ほども答弁あったように努力されておりますけれども、仕事につけないとか、あるいは休んで遠くまで通わなければいけないというケースに配慮できるような環境整備ということが望ましいわけですが、人員確保等難しい側面というのもしっかりあると思いますので、それが現実ではないかというふうに思います。私、今の日本の政治というのは経済最優先であるとか、日米同盟最優先であるとか、社会保障とかが自己責任ということがすごく色濃く出ていて、すごく冷たい政治だなというふうにふだんから感じております。市長は、所信表明でほとんど困った人を一人でも減らしたいということをおっしゃっておいりましたので、ぜひこういうところを手厚くサポートする赤平市になるように努めていただきたいと思いますということを申し上げます。

次の質問に移ります。項目の4です。子育て支援体制について、要旨の1です。子供に関する業務について、現在は社会福祉課の子育て支援の担当の部署、あるいは学校教育課の学校教育係に分かれて対応がされていると思います。この4年間認定こども園の計画などがなかなか進まなかった原因の一つに、私は幼稚園の所管と保育所の所管が分かれているということがやっぱりあったのではないかというふうにも思っています。子育て支援の業務は、今まで質問でも取り上げましたけれども、かなり幅広いものとなっておりますことから、複数の係で業務分担していかなければいけないということは当然かもしれませんが、保護者の方々のためには窓口を子育て支援係などとして1つの部署でワンストップにしていくべきではないかと思っております。例えば新しく課を設置するとか、あるいは学校教育、社会福祉のどちらかに所管を統一して人材を集めて確保する、私はこういったことを行っていく必要がやっぱりあるのではないかと考えますけれども、市長の考

えを伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 子育て支援体制についてお答えさせていただきます。

子育て支援体制につきましては、議員のおっしゃるとおり、私もワンストップ化につきましてはそのような方向性で考えておりました、選挙公約の一つとして子育て支援を充実しますといった中で子育て担当窓口の一本化を掲げております。今後の行政改革において、社会福祉課及び教育委員会での子育て支援に対する業務や関係法令等を慎重に確認しながら、より子育てに対する支援を強化できる体制を検討しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 子育て支援に限らず市民サービス向上させるためには、職員の働く環境の向上、あるいはモチベーション上げていくということはやっぱり不可欠だというふうに思います。業務が1カ所に集中し過ぎるのも問題です。逆に、窓口があちこちでも市民の方は困るということです。各課、各係、横の連携もやっぱりチームとしての責任ではなく、どこかの所管に責任があるということから、意見交換などに壁ができてなかなか進まないということもあるのではなからうかというふうには私は思っております。こういったところを行政改革等でぜひ改善していただきたいと思いますけれども、子育て支援を強化できる体制検討しているということでしたけれども、新体制発足の時期は具体的にいつごろからできるだろうという予定があるのかお伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 発足の時期はいつごろ予定しているのかといったご質問でございますけれども、具体的にいつからということは現段階ではお答えできませんけれども、先ほどの答弁でもお答え申し上げましたが、各課係と十分協議しながら検討してまいります。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 具体的にはお答えできないということですから、新年度からというのはちょっと難しいのかなというふうに受けましたけれども、先ほどもあったように虐待の問題も1名が対応していて専任ではないというようなこともありましたし、幼保連携、そういったところにもなかなか進んでいく気配がない中でこの体制強化というのはやっていかなければならない必要不可欠なものだというふうに私思っておりますので、ぜひ検討は十分にさせていただいて、拙速に進めなくて十分にさせていただいて構いませんけれども、ぜひそういった体制強化をしていただきたいというふうに思います。職員の負担も軽くなるような体制、なかなか難しいですけれども、そういったところしっかり目を配ってやっていただきたいということを最後に申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。件名の2です。高齢者支援について、項目の1、福祉灯油について、要旨の1です。私が昨年12月議会の一般質問で福祉灯油の制度化について提案をした際に、社会福祉課長から恒久的な要綱の必要性や助成対象世帯、助成額、助成方法など研究をしていきたいと答弁がありました。年金の先行きも不透明な現在ですけれども、高齢者の方々の暮らしの不安は一層大きくなっていると思います。空知管内では、福祉灯油の制度化されているところは少ないと思いますけれども、毎年燃油価格を気にして時には節約をして生活をする高齢者の方々に少しでも安心をして冬の暮らしをしてもらうことにつながるというのがこの福祉灯油の制度化だと思っております。畠山市長は、どのような考えがあるのか伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 福祉灯油についてでございますけれども、平成30年12月定例市議会にて社会福祉課長から回答させていただきましてとおり、福祉灯油につきましては低所得の方に対しまして冬期間を迎え灯油が高騰し、必要不可欠な消費支出への支援

を行い、経済的負担を軽減するために行っております。近年では高齢者世帯等冬期生活支援事業として平成20年度、25年度、26年度と実施しております。福祉灯油の過去の実施の経緯につきましては、その都度灯油価格の高騰の程度、灯油価格が上昇傾向にあるかどうかなどの実施の協議をいたしまして判断しております。また、当市におきましては、実施とした場合、年度限りの要綱を定め、実施しております。恒久的な制度としては現在定めておりません。今後低所得者の方にとって灯油価格の上昇は大きな負担となりますことから、全道の各市町村がそれぞれの実施状況や北海道の補助制度である地域づくり総合交付金の活用、年度限りの運用の見直しによる恒久的な制度の必要性、実施方法などを研究してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 答弁は、昨年とほぼ変わらないのかなという印象を受けたのですが、燃油価格の推移を見て実施するかしないかを決めていくという今の対応ですけれども、やっぱりこれだと対応がおくれてしまう、あるいはほかがやっていないからやらないということになっていくわけです。ですので、一定の価格にいったときに自動的に給付されるとか、あるいは毎年価格が幾らであっても定量を配るとか、そういう制度化ということが安心にもつながるし、おくれのない対応にもなるのかなというふうに思います。高齢者が安心して住み続けられるように、今後策定される第6次赤平市総合計画であったり、その重点施策としての総合戦略、こういったところでこういったものも議論していただくということをぜひここで提案したいというふうに思います。優先順位や財源的な問題、課題もあると思いますけれども、先ほども言ったように年金が減っていくこと、これ政府も認めております。消費税もこの10月、来月に増税される、今後消費税が10%以上にならない保証もない中で北海道というのは厳しい冬の生活が毎年毎年来るわけです。ぜひこの件議論していただきたいと思いますが、もう一度お



伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 第6次赤平市総合計画及び赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策として議論していただきたいという議員からのご提案でございますけれども、ご意見として承りまして今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 ご意見として承っていただきたいと思います。住民主権、住民参加、住民福祉が民主自治を構成していると考えている、これも所信表明での市長の言葉です。福祉灯油の制度化、私はぜひ市長には実現していただきたいというふうに考えておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。件名の2です。高齢者支援について、項目の2、認知症予防について伺います。要旨の1です。認知症予防には、一般的には決定的な方法がないと、こう言われておりますが、生活習慣病の予防や早期発見などが一定有効だというふうにも言われています。はっきりと症状が出る一歩手前の軽度認知障がい、いわゆる認知症予備群の時期に運動などの対策をとることで予防したり、おくらせたりすることが可能だということです。赤平市でもそういう取り組みがされております。

そこで、早期発見ということについては、赤平市では今まで認知症に関する相談を地域包括支援センターで受け付けておりましたが、より早い段階から認知症の方や認知症が疑われる方へ対応し、適切な医療や介護サービスへとつなげるためとして平成30年4月から認知症初期集中支援チームを設置しております。設置後の相談件数、病院や施設との連携についての变化や特徴、また地域包括支援センター内での支援体制の課題などはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 認知症初期集中支援チームの設置後の変化や課題についてでございますけれど

も、赤平市の認知症初期集中支援チームは地域包括支援センターに設置されており、平岸病院、介護老人保健施設博寿苑、あかびら市立病院、地域包括支援センターの介護と医療の専門職7名がチームを組み、認知症の方の支援を行っております。チーム員会議は、月1回定例で行っております。平成30年度は3名の方を訪問支援し、病院受診や介護サービスの利用につなげることができました。これまでも地域包括支援センターでは、認知症の相談に対応してまいりましたが、多職種の方がチームでかかわることで連携が強化され、支援の幅が広がったと感じております。特に認知症専門医がサポート医として加わり、専門的なアドバイスをいただけることは、認知症の対応に悩むスタッフにとっては安心につながっていると思います。

課題といたしましては、認知症は早い段階で対応することが望ましいのでございますけれども、ひとり暮らしの方ですと認知症の症状に気づくのがおくれまして在宅生活が困難な状態で相談されることが挙げられると思います。認知症は、自分では気づきづらいため、早目に地域包括支援センターにご相談していただくためにもご近所の方や民生委員、町内会、エリアサポーターなど地域の方の見守り、支援が重要であると考えております。地域包括支援センターでは、今後も地域ケア会議や認知症サポーター養成講座、介護予防教室等の開催、地域サロン等での健康講話など顔の見える連携づくりに努めるとともに、専門職の配置が義務づけられておりますことから、人材確保が今後の課題と考えております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 外部含め7名で構成されているということで、昨年度は3名の方に訪問支援して受診や介護サービス、そういったものにつなげたということでした。予想していたよりは、それほど多くないのかなと思いますけれども、この3名の方についても何度も何度も訪問をされたりということをやっているのだというふうに思います。また、専門医が加わったことは、大きくプラスに働

いているということだというふうに受け取りました。取り組みとしては、極めてよかったのではないかというふうに思います。

課題のほうについてですけれども、やはりひとり暮らしで初期段階で気づくことができない生活状況があると思います。自分から相談をするということは、やっぱりなかなかないことだというふうな答弁だったと思うのですけれども、そのとおりでと思うのです。それについてもしっかりとエリアサポーターや町内会、民生委員の方々など、いわゆる地域の見守りが重要だという認識は今示されたのだと思います。私も本当に同じ意見で、こういったところを町内会の方々であるとか、民生委員の方々、エリアサポーターの方々など本当に高齢者のひとり暮らしの方々に近い方がしっかりと見守っていただけることで、またそれでそういうところと連携をして早期に発見するということが本当に必要なのだろうというふうに思っております。ぜひ連携の強化というのはしていただきたいというふうに思います。

答弁の最後にやはり人材確保について述べられておりますが、きょうの質問に人材確保がかなり多いのですけれども、義務づけられている専門職の配置というのは基準を満たせば法的にはいいのでしょうかけれども、基準を満たせばいいというものでもなく、やはり高齢化著しいことからさらなる拡充、先ほども言いましたけれども、さらに確保だけにとどまらず、人材の養成ということも、育成ということも非常に重要です。講座等々も今取り組んでおりますので、そういったところでしっかり人材確保、人材育成を努めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。認知症予防についての項目の2の要旨の2です。決定的な予防法がないという認知症です。認知症の危険因子になり得ると言われて最近注目されているのが加齢性難聴です。2017年に開かれた国際アルツハイマー病会議では、認知症の約35%は予防可能な9つの原因により起こると考えられている、その中で難聴、これが9%ですけれ

ども、それが最大の危険因子であるということが発表されました。しかし、日本では補聴器が高額なことに加え、公的補助も重度、高度の難聴者に限定されているため、低収入の高齢者の方々は購入を諦め、聞こえないまま生活、毎日を過ごすという深刻な問題となっております。最近では、加齢性難聴者への補聴器購入費助成を国に求める意見書が採択される自治体がふえてきており、赤平市でも6月議会で全会一致をもって可決されたところです。また、補助内容というのはさまざまですが、市区町で独自に行っている自治体、20自治体に上っております。北海道では、北見市が70歳以上の住民税非課税世帯、両耳40デシベル以上の方にポケット型の補聴器給付しているということです。認知症予防の一環として、赤平市でもこれを行っていくべきものではないかと私考えますが、市長の考えをお伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 加齢性難聴者への補聴器購入費助成についてお答えいたします。

厚生労働省が示しております認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランでは、高血圧や糖尿病、喫煙等にあわせて難聴が認知症の危険因子の一つとされております。しかしながら、国においては、難聴の補正が認知症の予防につながるかどうかの根拠についてはまだ十分に確立されていないという認識のようでございます。補聴器の助成という点についてでございますが、身体障害者福祉法に基づき難聴を含む聴覚障がいによる障害者手帳が交付されている方が補聴器の交付対象とされており、現在では加齢性難聴でも原因や程度によっては交付の対象となる方もいらっしゃいますため、まずは購入前に病院ですとか社会福祉課の窓口にご相談していただければと思います。赤平市といたしましては、今後国の動向に注視してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 国は、認知症の危険因子の一つとしながらも、いわゆる難聴の補正と

というのが予防につながるかは根拠がないと、十分ではないという認識だということでしたけれども、慶應義塾大学医学部耳鼻咽喉科の小川郁教授は聞くということは単に音としてだけでなく、聞いた言葉などから脳はうれしいとか悲しいなどの感情を抱いたり考えたりして言葉で返したりすると、聞こえが悪くなると脳は感じたり考えたりすることが少なくなるので、認知機能の低下を招くと考えられる、難聴になるとコミュニケーションが減り、社会的に孤立もしていく、これも認知機能の低下につながると、こういうふうにおっしゃっています。これしんぶん赤旗日曜版のことしの4月21日に載っていたのですが、だからこそ早目の補聴器の使用をぜひ勧めるということが言われています。答弁にもありましたけれども、障害者福祉法ですけれども、ことしの3月20日の国会で参議院財務金融委員会で日本共産党の大門実紀史議員はこの問題、加齢性難聴の補聴器の問題を取り上げて障害者手帳を交付された両耳の聴力レベル、70デシベル以上というのは、これが日本の基準ですけれども、この基準というのは極めて限定的だという指摘をしました。世界保健機関WHOは、聴力が中程度の41デシベル以上、これを補聴器の早着基準としていると。また、欧米諸国は、障がいのカテゴリーではなくて、医療のカテゴリーで対応して手厚い公的補助をしているということを挙げて対応を厚労省に提起しました。この際、この委員会で麻生財務大臣も補聴器は結構高いもので、こういったものが必要だということはおくわかっておりますというふうに答えておりました。国のほうでも私は前向きな答弁があるというふうに思います。日本と欧米では補聴器の所有率というのは、アメリカ30.2%、ドイツ36.9%、フランス41%、イギリス47.6%に対して、日本は14.4%ということで半分以下になっている。決して耳が悪い、難聴になった方が少ないというわけではないですし、高齢化しているのは同じだと。では、なぜこれだけ保有率が低いのかということ、やはり補聴器が日本では高く公的補助がないからだということが言えるので

はないかと思います。そして、それが今認知症の原因になっているのではないかとされているのです。認知症予防の十分な根拠ではないということであっても、障がい者福祉の面とかではなく、今度は医療とか、あるいは低所得の高齢者対策といった福祉の面からでもこういったことはぜひ検討していただきたいと考えますけれども、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 高齢者の低所得者対策といたしましては、軽度、中程度の方への助成は市の単独事業となります。財政負担等も伴いますことから、慎重に検討してまいりたいと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 軽度、中度は単独事業になるので、財政的な面もあると。慎重に検討していただきたいと思うのですけれども、聞こえないとか聞こえづらいということで引きこもりがちになってしまって、結果として鬱や認知症につながってしまうと。そういった方ほど早く発見できない、早期発見につながらないということですので、早期の対応というのが結果的には医療費の抑制にもつながっていくのだろうというふうに思います。赤平市のホームページ、認知症初期集中支援チームのホームページでも認知症チェックシートのようなものがあったのですが、こういったところに聞こえの項目を加えるとか、まずは困っている方がいるかいないかというところから調査することでもぜひ始めていただきたいというふうに思いますので、ぜひ検討のほうをお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件の3です。住環境整備について、項目1、あんしん住宅助成事業について、要旨の1です。市民が安心して長く赤平で暮らせるように、住宅を改修したり、老朽住宅を解体したり、住環境を整備する場合、その費用の一部を助成する制度としてあんしん住宅助成事業が行われております。この制度には、リフォーム工事、住宅解体工事、太陽光発電システム設置、耐震改修工事の4つがあ

ります。制度開始から10年がたち、利用状況にも変化が出てきているのではないかとと思いますが、直近過去3年間の受け付け件数はそれぞれどのような状況になっているのか、またその結果からどのようなことが言えるのかお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市民が安心して赤平市で暮らしていただくために、必要な住宅リフォーム、老朽住宅解体などの費用を一部補助するあんしん住宅助成事業を平成22年度から実施しているところでございます。あんしん住宅助成事業の直近過去3カ年、平成28年度から平成30年度の受け付け件数でございますが、リフォーム工事は133件、老朽住宅除却工事は81件、太陽光発電システム設置は2件、耐震改修工事はゼロ件と、合計216件となっております。

また、結果からどのようなことが言えるのかということでございますが、太陽光発電システムの設置につきましては新築時に設置したものが2件となっておりまして、耐震改修工事についてはゼロ件となっておりますことから、やはり身近なところであり、生活しやすくなるリフォーム工事、これらの助成金が出るなら壊そうという老朽住宅除却工事を申し込む人が多いというふうに考えております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 全部で216件、リフォームが最も多く133件と、次いで老朽住宅除却工事が81件と、耐震はゼロということでしたけれども、おっしゃったようにやっぱり人口減少や少子高齢化ということから、耐震化するならば建てかえなのか、あるいは解体なのかということに行き着くのかなというふうに思います。この制度は、赤平市の耐震改修促進計画にもものっているように耐震化を進める、当然耐震化になっていないものは壊すか改修するかということになりますけれども、そういうのにも一定の効果あるものだというふうに聞いております。でも、やっぱり解体を望まれる方がほとんどなのかなというところから、ちょっと次の質問をしたいというふうに思うのですけれども、要旨の2のほ

うです。

受け付け期間がこの制度は令和2年3月31日までとなっていることから、市民の方にもうこの制度はなくなるのかという問い合わせを受けました。この制度を使いたいが、今年度中は難しいということだったのです。空き家対策や耐震化の今言った観点からも、市内企業促進にも寄与するものだと、そういった観点からもぜひ引き続き行っていくべき事業、必要性があるというふうに私は思いますけれども、さらに今後の利用促進や今言ったような状況の変化も踏まえれば、例えば集合住宅であるとか店舗併用部分というところにも対象要件を広げていとか、築年数の対象をもう少し広げるとか、解体のほうになりますけれども、その条件の緩和というのを行ってより使いやすくしていく必要があるのではないのかというふうに思うのですけれども、今回総合戦略や総合計画策定期間とも重なっているいろいろな作業も大変だと思いますが、事業の継続と条件緩和について現段階での考えをお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） あんしん住宅助成事業につきましては、先ほど述べましたとおり利用の少ない事業もでございます。一方、リフォーム事業につきましては、子供が生まれたことによりますリフォームですとか、高齢によります手すりの設置、それから段差の解消など、赤平市に長く安心して暮らしていただくための重要な施策であると考えております。また、老朽住宅除却工事につきましては、今後も増加すると予想される空き家への対策の一助となると考えてございます。これらのことを踏まえまして事業の見直し等を行うため、事業期間を1年延伸し、その間に過去の実績や今後の状況等を踏まえ、今後の施策につきまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 事業を1年延伸し、その間に検討されるということは確認できたと思います。答弁に今あったように、空き家対策にも資す

ると思います。空き家対策のほうも今赤平市進めておりますので、1年延伸というのは正しい判断のかなというふうに思います。例えば先ほども言いましたけれども、市内には老朽化した集合住宅があるところがあります。子供たちもそういうところ通っておりますので、非常に危ないということもあります。また、空き店舗の併用の家屋というのが中央商店街等も含めかなり見受けられていると。そういったところの方々から除却や、あるいは助成に関してそういう問い合わせなどは来ていないのかと思うのですが、事業を延伸するというのですが、できれば今年度中に早期に検討していただいて来年度から条件緩和をしてすぐできるような体制をとっていただきたいと思うのですが、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 現在市では、あんしん住宅助成事業のほか、持ち家住宅建設等助成事業、民間賃貸住宅助成事業など住宅政策について行っておりまして、それら全体を総括する必要があるというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 総合戦略でやっている部分と一緒にやるということ、検討することであれば、やっぱり11月とか、そういうあるので、来年度というのはなかなか難しいのかなというふうにも思いますけれども、ぜひとも市民の方々が使いやすい制度にしていきたいということをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。件名の4です。会計年度任用職員制度の導入について、項目の1、制度移行に向けた方針についてです。要旨の1、ことし5月の行政常任委員会では今後のスケジュールとして6月から7月にかけて関係各課説明会を行い、その後に制度設計や各種課題の検討協議を行って方針を決定するとなっております。具体的に今どこまで進んでいるのか進捗の状況を伺いたいと思います。また、

11月には新年度の予算要求等があると思いますので、ある程度方針を決めていかなければいけない時期に来ているのかなというふうに思います。5月の時点では、ほぼ会計年度任用職員に移行するだろうという状況だが、財政的な問題が非常に大きいということで会計年度任用職員制度だけでなく、職員の体制も入れて検討をしていかなければならないと行政改革について総務課の答弁がありました。市民サービスの向上、臨時、嘱託職員の今後の待遇、財政的な見通し等大変難しい判断が伴うのですが、この制度の導入ですけれども、畠山市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 会計年度任用職員制度の制度設計及び進捗状況についてでございますけれども、来年4月からの会計年度任用職員制度の運用につきましては現在も検討を重ねながら準備を進めておりますけれども、赤平市の臨時的任用職員及び嘱託職員は病院職員も含めると約220名が対象者となりますことから、多種多様化となっております。このようなことから、制度設計には慎重を要し進めていかなければならない状況でございます。具体的な進捗状況につきましては、8月8日付で臨時的任用職員及び嘱託職員の業務内容を把握し、適正配置について確認したところであり、より具体的な試算に着手している状況でございます。

今後の方針につきましては、会計年度任用職員制度への円滑な移行はもとより、これを機に競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、いわゆる公共サービス改革法による業務委託の検討も進めていくよう指示したところでございます。今後新年度予算要求を初め、関係例規につきまして12月議会への提案に向け、さらなる制度設計を進めてまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 220名対象がいるので、多種多様であると、慎重に進める必要があるというのは、本当に大切なことだと思うのです。期限

が迫っているとはいえ、慎重に進めるということが一番重要なことというふうに思います。ただ、一方で、今の答弁でいわゆる公的サービス改革法による業務委託の検討も進めていくよう指示をしたということがありました。指示をするということになりますと、この短期間に委託する業務の選定がされたから検討を進めるのか、これからそういうものを聞くのか、各課の業務内容や適正配置についてはもう確認がされているようなのですけれども、各課から例えばこの部署はとか、あるいはこの施設は委託可能だという意見が上がってきているのか、これから上がってくるのかがちょっと定かではないのです。業務委託の検討を進めるよう指示をしたということですので、そういう委託する部署や場所、施設などがもう各課から意見として上がってきているのかどうかお伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 公共サービス改革法による業務委託の検討についてお答えいたします。

業務委託の検討につきましては、5月の行政常任委員会において説明させていただきましたとおり、行政改革推進室において他市町村での業務委託実例を参考といたしまして赤平市の将来における人口減少傾向における職員定数減を考慮しながら持続可能な行政運営を目的に協議検討を進め、委託対象となる業務及び施設を選定した後、包括委託の可能性についても報告を受けましたことから、関係各課と検討を進めるよう指示したところであります。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 他市を参考に職員定数減も考えてはすけれども、私の言ったのはいわゆるどういったところが委託可能なのだということが聞き取りされたのかということなのです。委託することに対して全面的に私否定しているわけではありませんけれども、各課の意見とか現場の意見が尊重させるべきだということをお願いしているわけです。こういうところで例えば市長、副市長、行政改革室で決めたことを各課におろすだけということに

ならないでいただきたいというふうに思っているということです。

もう一点聞きます。公的サービス改革法による業務委託なのですけれども、この法制定の趣旨ですけれども、公共サービスに関していわゆる民間が担えるものは民間に委ねて民間事業者の創意工夫が反映される一定の業務、そういったものを選定して官民競争入札、あるいは民間競争入札に付すことにより公共サービスの質の維持向上及び経費削減を図ると、そういう改革を実施するための必要な事項を定めるものとなっているのです。経費削減を図るためだけになってはいけないということをお願いしたいのですけれども、重要なところは単に民間委託ではなく、先ほどもおっしゃっていましたが、競争の導入という部分なのです。

そこで、5月の行政常任委員会では、地元業者で請け負うところがないと思うというようなことで、なかなか委託に関しては難しいような答弁があったと記憶しておりますが、本当にこの民間競争入札というのは現実的なのかどうかお伺いします。

○議長（若山武信君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 公共サービス改革法による業務委託の民間競争入札の現実性について、私のほうからお答えをさせていただきます。

この業務委託につきましては、全国的に実績のある民間業者2から3社での競争入札となると考えております。この業務委託には、1つの事業者に包括的に委託することによるスケールメリットを期待しており、効率化と費用削減を図ることも大きな目的としているところでございます。このことから、委託先となります民間事業者を広く募集をしまして、選定の際にはプロポーザル形式により業者からの提案内容により選定していくこととなりますけれども、住民サービスの低下を招かないよう慎重な業者選定をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 慎重に進めている

と言いますけれども、短期間に随分と進んだなというような感じも一方で受けるのですが、全国的に実績のある2、3社に包括業務委託を考えていると、プロポーザル方式で。5月の私の印象ですけれども、なかなか業務委託は難しいかなという印象を受けたのですけれども、実際には競争入札も可能なそういった対象があるというふうな答弁だったのかなと思います。

会計年度任用職員制度については、ことし2月に日本共産党の本村伸子衆議院議員が総務委員会で会計年度任用職員制度による処遇改善の趣旨から外れるということで静岡県島田市の包括業務委託の事例を取り上げました。これに対して総務省公務員部長は、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として会計年度任用職員への移行について抑制を図ることは適正な任用、勤務条件の確保という改正法の趣旨には沿わないものだという答弁がありました。これを受け、島田市議会、日本共産党の市議も含めですけれども、行政のほうを検討不足だということで反発が強まり、今年度当初予算が、この業務委託に関連する予算が否決されたという事例がありました。こういった指定管理であるとか民間委託のときにこういう問題が起きるのは、多くがゴールありきで説明不足で進めたこと、あるいは労使交渉等労働組合や現場の声を聞かずに進めたこと、この島田市議会でもやはり静岡県も含めて自治労ですとか、そういった組合がかなり大きな動きになったというふうに報道にも載っておりました。住民に対しても説明が足りなかったということも当然あったと思います。言いたいことは各課現場の職員の声、そういったものが尊重されることが極めて重要、それを利用する住民の方々の声が極めて重要だということなのです。ゴールが決まっているからといって、こことこことこはこういうふうにしますよということとは先ほど言ったように制度移行への抑制につながる可能性があるのです、しているとは思いますが、十分に検討をしていただきたいという印象を受けましたので、一言申し上げておきたいという

ふうに思います。

最後の質問です。件名5、マイナンバーカードについて、項目の1、総務省通達について、要旨の1です。ことし6月に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議でマイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針が決定されたことを受け、総務省は各都道府県、政令市に通達を出しました。この方針では、自治体ポイントの活用、健康保険証利用、円滑な取得、更新の推進、利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大、身分証明書としての役割拡大と広報などとなっております。とりわけ令和3年3月から本格実施をしようとしている健康保険証利用を理由に、国家公務員、地方公務員の一斉取得を推進しようとしています。この動きについて、新聞等でも公務員にマイナンバーカードの取得を半ば強制するような動きだというふうに報じています。

そこで、マイナンバーカードの一斉取得の推進について道からの通達はあったのか、またあったのであれば職員に対してどのように周知したのか、また今後について国はカード取得を本年度内に推進するとしていますが、どのように対応していくのかお伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） マイナンバーカードの利活用の促進に伴う現状についてお答えいたします。

令和元年7月12日付、地方公務員等のマイナンバーカード一斉取得の推進について北海道から通達があったところであります。赤平市職員におきましては、職員244名、被扶養者188名、合計432名の取得状況を調査したところ、22名、5.1%の取得を確認したところであります。

今後におきましては、令和3年3月からの本格実施に向けてマイナンバーカードの取得を促進していくことにより交付申請件数の増加が想定されますことから、公務員等の先行取得については市区町村の交付事務の平準化やマイナンバーカードの円滑な交付に資する側面も持っております。今月12日には、

北海道市町村職員共済組合から交付申請書の一括送付が予定をされておりますので、庁内グループウェアにおいて職員に周知するとともに、通達にもありますとおり事務の平準化を図りながら、令和2年3月までに市職員等のマイナンバーカード取得に向け、勧奨してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕最後に、国の通達どおりマイナンバーカード取得に向けて勧奨していくということがありましたが、通達がもうあったということですよ。北海道市町村職員共済組合から交付申請書を一括送付されるということで、こういうところが健康保険証、ほかの健康保険でも同じことこれから起こるのかもしれないが、ここが強制になるのではないかとされている部分だと思うのです。国のやり方というのは、非常に極めて乱暴だと言わざるを得ないと思います。今ある共済の保険証廃止になるということはないと思いますけれども、申請は義務ではないということは確認したいと思います。あくまで勧奨だということだったと思います。マイナンバーカードは、不正利用や情報漏えいなど不安要素が大変多い、仮に申請したくない方がいた場合は義務ではないということで確認したいと思いますが、いかがですか。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）マイナンバーカードの取得の関係についてでございますが、先日開催をされました北海道市町村職員共済組合令和元年度第2回職員側議員協議会におきましてマイナンバーカードの取得の促進について説明がありました。その中であくまでも申請は強制ではないとのことでありましたことから、市職員のマイナンバーカードの取得におきましても勧奨していくということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕終わります。

○議長（若山武信君） 暫時休憩いたします。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、1、畠山市政の方向性について、2、町内会運営経費の軽減について、議席番号7番、御家瀬議員。

○7番（御家瀬遵君）〔登壇〕件名1、畠山市政の方向性について、項目1、第6次赤平市総合計画について。要旨1、令和2年度から令和11年度の10年間を計画期間とする赤平市の最上位計画であります第6次赤平市総合計画の策定作業に現在取り組んでいると思われませんが、非常にタイトなスケジュールの中で十分な検討を重ねて策定されていくのか非常に危惧するものであります。

そこで、新たな総合計画を作成するためには、これまでの第5次計画の検証をも必要になってくると思っておりますが、市民アンケートではその部分についても分析を行っているのかお伺いいたします。

また、先ほども申し上げましたが、非常にタイトなスケジュールだと思いますが、まちづくり市民会議の進捗状況と今後のスケジュールについてあわせてお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君）第6次赤平市総合計画策定に向けた市民アンケートにつきましては、18歳以上の2,000人を対象とし、アンケートを送付させていただき、734人から回答をいただいたところでございますけれども、アンケートの中で第5次赤平市総合計画におけるさまざまな施策について現状の満足度と今後の重要度を聞いてございます。各項目についての満足度と重要度に関して偏差値による分析の結果から、今後力を入れるべき施策としての結果といたしましては、商業振興、地域医療、公共交通の確保、雪対策等が統計上の上位の結果となったところでございます。アンケートの結果につきましては、まちづくり市民会議にもお示しさせていただき、まちづくり市民会議の委員と市職員によります合同の各専



門部会におきましてもワークショップ形式で課題の洗い出しを行ったところでございます。

今後につきましては、課題を整理した上で基本構想について合同専門部会を経た後、10月にはまちづくり市民会議にて素案を策定した上で住民懇談会、団体懇談会にて意見交換を行ってまいります。その後基本計画につきましては、12月までに素案を策定した上で最終的には3月、答申を受ける予定でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 御家瀬議員。

○7番（御家瀬遵君）〔登壇〕 ただいまの答弁に対して、以下要望いたします。

おおむね理解いたしました。大変難しい策定作業になりますが、市民がまちの将来に期待を持てる計画にさせていただけることを願っております。

そこで、2年前にさかのぼりますが、平成29年8月に百戸、茂尻地域関係8町内会会長連名で地域振興策に係る陳情をしましたが、次期総合計画において検討する旨の回答があり、第6次総合計画策定待ちとなっております。また、9月1日の茂尻出雲神社例大祭において市長より百戸、茂尻地区の振興なくして赤平の発展はない旨のスピーチを受けて前途に光明を見出したのは私だけではないと思っております。今後10年にわたる赤平市の方向性を示す第6次赤平市総合計画ですから、長年にわたって据え置かれてきた地域の切実な懸案事項が総合計画に具体的に反映されていくことを心から願ってこの質問を終わらせていただきます。

項目2、炭鉄港推進協議会について。要旨1、炭鉄港は関係者による不断の努力が実り、このたび日本遺産の認定を受けたところから、推進協議会としても新たなステージでガイド養成のための人材育成や普及啓発のための課題処理に向けて鋭意努力されていることと思えます。

そこで、畠山市長におかれましては、13市町や3総合振興局等で構成している炭鉄港推進協議会の会長であります。会長として炭鉄港推進協議会の活動について、また日本遺産に認定になったことが市民

には認識されていないのではないか、あわせてお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 炭鉄港推進協議会につきましては、13の市町や3総合振興局、各観光協会、商工会議所、オブザーバーといたしまして3つの開発建設部をメンバーといたしまして炭鉄港を効果的に活用するため日本遺産の認定と認定後の関連事業の推進について協議し、地域活性化に資することを目的といたしまして平成30年7月に設立され、赤平市が会長に就任し、皆様方と協議を重ねながら、このたびの日本遺産認定を受けたところでございます。認定後の関連事業の推進に向け、日本遺産認定地域に対する国の支援を活用しながら各地域の活性化につなげていくためには、補助金の受け入れ機関として協議会の規約改正を行い、新たに幹事を設置し、あわせて前任者の残余期間として私が引き続き会長を務めることとなりまして、今年度7月の総会にて承認をされたところでございます。今年度につきましては、補助率が10分の10となる日本遺産魅力発信推進事業において既に国に申請を上げておりますガイド養成事業、フォーラム開催事業、次世代伝承事業などを行い、また補助率が2分の1となる観光拠点整備事業においてパンフレット、啓発物品等の製作事業を予定しているところであり、今後申請を行ってまいりたいと思えます。国における補助事業が3カ年と期限が限られておりますため、3カ年で集中的な取り組みを実施してまいりますし、効果的な事業、各市町との連携についても来年7月までの任期ではございますが、会長として尽力してまいりたいと思えます。

また、市民への周知につきましては、広報あかびら6月号から8月号にかけ、日本遺産認定記事「日本遺産を知る」といたしまして特集ページを掲載したところでもありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 御家瀬議員。

○7番（御家瀬遵君）〔登壇〕 ただいまの答弁

に対して要望いたします。

会長として補助金を活用しながら尽力を尽くしていく、また市民への周知も行っているということですが、私は会長として他の自治体の先頭に立ち、旗振り役としてもっと行動すべきであると思っています。ぜひとも国の補助金は3年間と限られた財源でありますので、日本遺産を起爆剤として赤平市に多くの人が訪れる魅力的な事業を13市町とともに英知を絞って展開していただきますようお願い申し上げます。

項目3、市長の選挙公約についてであります。要旨1、市長は4月1日付後援会会報、政策決定のプロセスの中で赤平市の大変厳しい財政事情を考慮し、まずもって市民の皆さんに私の決意をお示すため市長の報酬を削減しますと公約しております。市長は、どの程度までの削減を考えておられるか、削減幅並びに削減対象範囲を特別職まで波及させるお考えなのか、また現在までに手続上どこまで進んでいるのか伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市長公約における報酬引き下げについて、状況をお答えさせていただきます。

統一地方選挙において公約として掲げた市長報酬引き下げにつきましては、現在赤平市特別職報酬等審議会条例に基づき開催に必要な審議会委員の推薦を市内7つの公共的団体に依頼しているところでございます。特別職の報酬額に関する条例を議会に提出する際には、審議会の意見を聞くこととなっておりますことから、各団体から審議会委員の推薦をいただいた後、10月上旬には赤平市特別職報酬等審議会を開催いたしたいと考えておりますので、ご審議いただいた答申を踏まえ、慎重に判断をしたいと考えております。

○議長（若山武信君） 御家瀬議員。

○7番（御家瀬遵君）〔登壇〕10月の報酬等審議会の結果を改めて確認していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。件名2、町内会運営経費の

軽減について、項目1、残された防犯灯のLED化について。要旨1、町内会所有街路灯並びに防犯灯のLED化については、財源上困難とされてきておりますが、LED電球の低廉化傾向と電球の長寿命化並びに消費電力低減による省エネ効果が期待され、長期的には負担軽減の見通しも立つと思われま。現在各町内ともに会員数の減少に伴い街路灯、防犯灯の維持管理経費の負担に苦慮しており、町内会運営が厳しい状況にあります。つきましては、LED器具本体及び取り付け器具に係る費用並びに切りかえ工事に係る費用について年次的に補助の対象として早急な対応が必要と思っておりますが、考えを伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 町内会防犯灯のLED化につきましてお答えしたいと思います。

お話にございましたとおり、町内会所有の街路灯のLED化につきましては町内会連合会から要望がございまして、LEDになっていない防犯灯は市内全域で約300灯あり、全てLED化すると多額の予算が必要になりますことから、年次計画を立て次年度以降計画的に実施するとして回答させていただいているところですが、平成29年度に町内会が所有する防犯灯のLED化についての経緯、灯具設置状況、課題、費用対効果などを調査してきたものの、財源確保が困難であり、いまだ実施には至っておりません。しかし、一時期に比べまして低価格になっており、導入しやすくなっていることですか、従来型の照明器具と比較しますと導入後の消費電力が低く、電気代も抑えられ、町内会の負担が減ること、照明器具のシェアもLEDが主体となることも見込まれ、さらに自治総合センターのコミュニティ助成を活用し、町内会の防犯灯のLED化を進めている団体もございましてことから、取り組まれている団体より情報を得ながら助成制度の活用を視野に入れ、まずはさきに実施した省エネ防犯灯整備でできなかった防犯灯のLED化を軸に進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 御家瀬議員。

○7番（御家瀬遵君）〔登壇〕ありがとうございました。

以上で私の質問終わります。

○議長（若山武信君） 質問順序3、1、市長の政策について、2、電力発電について、3、町内会について、議席番号2番、安藤議員。

○2番（安藤繁君）〔登壇〕通告に従いまして、質問をいたします。

では、件名1、市長の政策について、畠山市長の政策とアンケート調査について、要旨1、菊島前市長と畠山市長の政策の違いについて伺います。私は、市長は船を目標に向かって進める船長でなければならないと思います。6月定例会での畠山市長の所信表明を聞いていて、畠山市長がこれから4年間赤平をどうしたいのか、骨格となる政策が見えてきません。ちょっと行き先がかすみがかかったような所信表明に感じました。6月に質問された議員さんも何をどう質問してよいか困ったのではないかと推察いたします。また、実際にそういう声を何人かから聞いております。自分が市長になったら、前市長と違って具体的にこういうことをしたいと考えて出馬したことと思います。政策の立案、具現化に先立ち、現況把握のため市民アンケート調査実施や事業決定過程の透明化のための行政情報の提供することは非常にすばらしいことと思いますが、これが柱だというだけでは多くの市民の納得が得られないのではないかと思います。菊島前市長と畠山市長の政策は、どこがどのように違うのか具体的に、かつわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 菊島前市長と私の政策の違いについてということですが、さきの所信表明でも述べさせていただきましたとおり、私の公約につきましても市民アンケートの実施、事業の決定プロセスの確立を掲げておりますけれども、前市長

との政策の違いということではなく、私の政治姿勢と政治理念等については住民福祉の向上を主軸とするということでございます。市の政策によって全ての市民を幸せにするということは、非常に難しいというふうに思います。しかし、ほとんど困ったという市民を一人でも少なくしたいというのが私の一番の願いでありますし、そのためには住民主権、住民参加、住民福祉の諸原則の実現に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君）〔登壇〕今答弁いただきましたが、菊島市長との政策の違いを聞きかかったのですが、何かどうも的外れでちょっとすっきりしません。畠山市長の具体的政策が示されないという現状は、市民にとっても市議会にとっても非常に不幸なことでございます。アンケート調査は、政策の立案のための資料収集でありまして、あくまでも手段であって、公約の目玉として大きく取り上げるような事項ではないというふうに考えます。政治理念の主軸を住民福祉の向上にするということですが、余りにも漠然としていると思います。住民福祉の向上のために具体的に何をするのが一番重要なのではないのでしょうか。いずれにしても、第6次赤平市総合計画では畠山市長らしい若々しい政策を出していただきたいということを要望いたしましたので、次の質問に移ります。

次に、要旨2番目の市民アンケート調査の回収率と今後の活用方法について伺います。6月に行われた市民アンケート調査であります。18歳以上の方2,000人を対象に配付され、回収率は36.7%の734人であると聞いております。前回1,200人に配付したときの回収率34.8%と比べて、わずか1%の伸びでございます。また、調査時の当市の18歳以上の人口が9,116人であるのに対し、回収されたのは734人とわずか8.1%であります。市長公約の目玉として実施した割には、市民の反応は非常に鈍く、アンケート調査にさして関心を示していないようにも受け取れます。今後のアンケート調査の活用方法ですが、この

ように少数の回答をあたかも市民の総意であるがごとく各種施策に反映し、推進していくのでしょうか。それこそミスリードにつながるのではないかと思います。この回収率では、参考程度にしかならないのではないかと思います。また、アンケート調査は、18歳以上の市民を各年代ごとに6つの階層に分け、同じ人数で調査した結果であると聞いております。若い年代の回収率は少なく、高齢者が多かったということですが、高齢者に有利な施策が多くなるのではないのでしょうか、あわせて伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市民アンケートの回収率に関する見解と今後のアンケート調査結果の活用方法についてということですが、6月に実施いたしました市民アンケートにつきましては18歳以上の2,000人を対象といたしましてアンケートを送付させていただき、734人から回答をいただいたところでございます。人口に対してわずか8.1%の少数の回答であるということですが、統計上許容範囲、上下5%の誤差範囲、信頼レベル95%で、調査する際に必要なサンプル数については約1万人の当市ですと約400人の回答があればよいとなります。しかしながら、アンケートを送付し、全員が回答をしてくれるわけではございませんので、前回の第5次赤平市総合計画での回収率が34.8%でございましたので、若干余裕を見まして30%の回収率と想定いたしますと1,400人に送ればよいということになります。より多くの市民の皆様方からご意見をお聞かせいただきたいということから、今回のアンケートにつきましては2,000人を対象としたところでございます。結果につきましては、回収率が36.7%の734人から回答をいただいたところでありますので、統計上サンプル数といたしましては十分な回答を得られたと思っております。当然ながらこのアンケートが市民の総意であるということではなく、統計的な上下5%の範囲内で信頼度95%として総体的な現状や課題、改善の優先度合いを求めるものでございまして、今後におきましてはこのアンケ

ート調査の結果も参考としながら、アンケートだけではなく住民懇談会や団体懇談会など広く意見をお聞きした上で第6次赤平市総合計画を策定してまいりたいと考えております。

また、若者の回答数が少ないのではということですが、高齢化率が46.7%の当市においては単純な無作為抽出では高齢者の該当者が多くなりますことから、各年代ごとに同数のアンケートを配付したところでございますが、回答では年齢が高いほど回収率は高くなっているところでございます。若年層の意見が埋もれてしまうのではということですが、年代別における意見の集約も行っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君）〔登壇〕 アンケートの回収率が統計上では許容範囲であったにしても、やはり100人に8.1人の少数回答であります。これを市民の総意であり、万能薬であるがごとく各種施策に反映し、推進していくのはやはりミスリードにつながりかねません。答弁によりますと、調査結果はあくまでも参考資料ということで今お聞きしました。住民懇談会等の意見を広く聞いて総合計画を策定していくということなので、ぜひそういう方向でしていただきたいというふうに思います。

また、年代別につきましても意見を集約しているということでありまして、偏りのない政策立案にさせていただくよう要望いたします。

次に移ります。次に、項目2の要旨1、炭鉄港の日本遺産認定と市の今後の取り組みについて伺います。市長は、文化庁の日本遺産認定証交付式で巨大な立坑やぐらなど炭鉄港の魅力を他の市町村と連携しながら観光客に発信したいと述べております。先月末、炭鉱遺産ガイダンス施設前に240万円の立派な案内板が完成しました。すばらしいもので、他市からの訪問者も施設の場所が遠くから確認でき、すばらしいことと思います。

しかし、一方6月議会で同僚の北市議員から質問がありました炭鉄港日本遺産認定に係る垂れ幕の件

についてでございますが、市長答弁はたしか予算を伴うので、対応はできなかった、また実施するとすれば推進協の各市町が足並みをそろえて検討したいとの回答であったと思います。私の調査では、美唄市では美唄駅、市役所庁舎内に、それから三笠市については役所の玄関前に両市とも認定後すぐに設置しております。サイズは、10メートルかける7.3メートルでございます。印刷業者に問い合わせたところ、同じサイズで作成すると紙製で2万1,600円、パーポリン製で3万2,400円だそうです。また、業者発注でなくても紙と墨汁があれば、市の職員、そして市役所のOBにも字の上手な人はたくさんいます。ほとんど経費がかからなくて済みます。畠山市長は、炭鉄港推進の代表でありますから、まずは赤平が率先すべきだったのではないのでしょうか。ほかの市ができて赤平市ができないということは、どうにも合点がいきません。6月定例会から間もなく3カ月になります。推進協の各市町とはこの件について検討はされたのでしょうか、伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 「本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命「炭鉄港」～」につきましては、72件の申請のうち16件だけが認定となり、歴史的価値、地域活性化につながるものとして炭鉄港ストーリーが認められたということは誇りであり、赤平に足を運んでいただけるきっかけにもなりますことから、大変名誉に感じているところでございます。

そこで、垂れ幕について各市町と検討されたのかということでございますけれども、炭鉄港推進協議会におきまして補助金を活用し、統一した垂れ幕ができないか検討をいたしました。該当事業ではないため各市町で対応することとなったところであり、ガイダンス施設におきましては紙製の横断幕ではありますが、入り口に設置し、PRを行っているほか、このたびのガイダンス施設の案内看板を設置いたしました。その中でも日本遺産における構成文化財である旨を掲示しているところでございます。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） 「登壇」 今ご答弁いただきました垂れ幕、横断幕でございますが、美唄市も三笠市も市役所庁舎に認定後すぐ設置をしております。市内外から多くの方が訪れる市役所庁舎に認定後速やかに横断幕または垂れ幕を掲げることが、赤平市のアピールに非常に効果があったのではないかと思います。予算がないからではなく、当初からつくる気がないと推察されても仕方がないと思います。日本遺産の認定は、市を挙げて祝うべき慶事だと思いますが、この対応は非常に情けなく、遺憾としか言いようがありません。やはり是々非々でよいことはよいと認め、祝う広い心と即応力が必要と思われると思います。

続きまして、今後炭鉄港について赤平市としてガイダンス施設周辺の整備やイベントなどをどう取り組んでいくつもりなのか具体的案があればお聞きしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今後の赤平市としての取り組みについてということでございますけれども、今後におきましてはストーリー全体にわたるPRですとか、次世代に伝承する事業等につきましては国の補助金を活用しながら炭鉄港推進協議会において取り組みを行ってまいりたいと思います。

また、議員が言われました赤平市として周辺施設の整備、イベント等のソフト事業などどう取り組んでいくのかということでございますけれども、各市町における単独の事業については国の補助金は該当にならず、周辺施設整備等ハード事業につきましては事業費も大きくなりますことから、慎重に検討してまいらなければならないと思いますけれども、イベント等のソフト事業につきましては炭鉄の記憶推進事業団等とも連携を図りながら、既に実施いたしました炭鉄の灯りやアートプロジェクト等のイベントにつきましても実施し、PRをしてまいりたいと思います。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番(安藤繁君) [登壇] 幼いころから赤平に在住し、父母や兄弟が炭鉱関連企業に従事して働いていた人々は、黒いダイヤが日本の産業を繁栄させてきた実績、今の赤平が、そして日本があるのも石炭のおかげと言っても過言でないということを熟知していると思います。私も炭鉱遺産に多くの財源をつぎ込むのは反対でございます。しかしながら、富良野のラベンダーや白滝村のシバザクラではありませんが、こつこつと長期スタンスで粘り強く他の炭鉄港の市町村と連携し、今ここにあるものを大切にしつつ、赤平の発展につなげていただければと思います。イベント、ソフト事業は、たびたび新聞にも取り上げられ、よく頑張っているなど感じているところでございます。今後とも赤平、そして炭鉄港の存在感を発信していただくようお願いいたします。これで1件目の市長の政策についての質問を終了させていただきます。

続きまして、件名2、電力発電について、項目1、原子力発電の環境問題について、要旨1、原子力発電の事故による放射性物質の拡散汚染等の環境問題について市長の考え方を伺います。東日本大震災では、多くの命と財産が奪われ、地震や台風による災害に加え、放射性物質の拡散汚染により発電所から60キロ離れた福島市、これは泊原発から札幌市の一部を含む距離でございます。福島市では、比較的高い放射線量が計測され、多くの住民が移転したり、仮設住宅での不自由な生活を強いられてきました。いまだに今後の見通しの立たない多くの皆さんがおられることに少なからず心の痛みを感じます。当時被災地の牛や米、野菜などの出荷制限にとどまらず、サンマ漁は福島沖100キロまでの操業が禁止されました。福島県では、現在でも4万2,000人の方の避難が続いており、事故前に1万人いた大熊町も戻った町民はわずか50人ほどであり、汚染水のタンクや汚染された土の処分先もいまだ決まっていない状況とこのことであります。領土が長年にわたって使えないばかりか、放射線の被曝におびえながら暮らしていかなければならないということは、はかり知れない

国民の損失であると誰もが感じることはないでしょうか。原子力発電の事故による放射性物質の拡散汚染等の環境問題について、市長はどのように考えておられるのか、また全道、全国の市長会ではどのように対処しているのか、あわせて伺います。

○議長(若山武信君) 市長。

○市長(畠山渉君) 原子力発電についてのご質問でございますけれども、さきの議会におきましても原子力発電からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書が採択されており、また現在全国市長会においても東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興と原子力安全防災対策に関する重点提言が取りまとめられ、関係府省等に提出し、その実現方について要請しているところでございます。私自身も東京電力福島第一原子力発電所事故への対応、原子力災害からの復興、再生、原子力安全防災対策の充実はもちろんでございますが、エネルギー基本計画に基づく長期エネルギー需給見通しにおいて原子力発電の位置づけを明確にするとともに、国民に対し責任ある説明をしていただきたい、このように考えているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 安藤議員。

○2番(安藤繁君) [登壇] 適切な回答、ありがとうございます。平成23年4月の赤平市議会採決時のように、原子力発電からの撤退と自然エネルギーへの転換を求め、市長は今後とも全道、全国市長会を通じ、しっかりと取り組んでいただくように要望いたします。また、地球温暖化、石炭、石油の高騰などコストの面もあり、原子力発電の全てが悪いとは申しませんが、子供や孫が安心して住める領土を継承していくために風力、太陽光発電などの代替クリーンエネルギーの確保と引きかえに徐々に原子力発電を廃止すべきと考えます。

次に移ります。続きまして、項目2、太陽光発電の環境問題について、要旨1、住宅地におけるソーラーパネル設置に係る制限についてお尋ねします。

最近、全国固定価格買い取り制度のもと太陽光発電が急速に普及してきている現状であります。しかし、設置者の中には地域住民への事前の説明不足や環境問題の配慮が不足しており、トラブルが全国で発生しております。景観の問題、反射光の問題、電波障害の問題などが挙げられます。ことし4月、豊栄町の住宅地の中に近隣住民の反対にもかかわらず、説明会もないまま民間業者による太陽光発電施設が設置され、5月22日に運転が開始しております。この件に関して当事者から私に報告書が提出されました。内容としては、事前説明会がなかった、住宅敷地の至近距離に設置され、景観が悪い、反射光、反射熱、電波障害などの不安がある、工事の際の騒音や振動が出るのに挨拶もなかったということでございます。現在赤平市に太陽光発電に係る条例、要綱、ガイドラインがない現況では、近隣の居住者は泣き寝入りするしかないのでしょうか。また、当事者は、撤去は難しいとしても今後同じ思いをする住民を出さないために条例をつくってほしいと希望しております。2016年1月末の市町村の現況調査では、16市30町村で許可制や指導を図る条例や要綱を制定しております。私も相談を受け、インターネットで検索し、5つの市に電話して各市の取り組み状況を聴取、かつ関係資料を送っていただきました。その中でも山梨県の北杜市では、法的拘束力を持ち、実効性のある規制条例を制定し、ことし6月に議会で可決し、7月1日から施行されております。その骨子は、事業者は市に届け出て事前に協議をする、設備の設置は許可制とする、事業者は事業者説明会を義務とする、敷地境界からの距離、高さを制限する、設置済みの場合は条例で定める高さなどに適合するようにする、条例に違反した場合は氏名の公表及び罰則を科すことができるようになっており、ほぼ当事者の意向を反映する内容になっております。市民が住みたいと思うまちとは、問題を親身になって考え、対応、解決してくれるまち、まさかと思うことが起こらないようにしっかり備え、守ってくれるまちではないでしょうか。この市役所の道路、すぐそこか

らも見えますが、泉町でも4月に業者が突然に来て太陽光発電設備を設置しますと言ってあっという間に設置していったということでございます。決して対岸の火事と侮ってはいけません。当事者は、ソーラーパネルが見えるので、自分で塀をつくったそうです。この泉町の人もハムをやっておりまして、電波障害のための機器を買ってつけたそうで、そういう厳しい状態でございます。畠山市長は、所信表明で未来につながる、そして住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めると話しておりますが、このような状況下で市民は住んでいてよかった、安心、安全な気持ちで生活できるとお思いでしょうか。以上の点から、赤平として早急に条例、施行規則、要綱の等の制定に向けて策定作業を進めるべきと考えます。また、策定に当たっては、非常にハードな作業になりますので、全庁的なワーキンググループの設置が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） ご質問の太陽光発電の環境問題でございますけれども、太陽光発電施設の設置につきましては再生可能エネルギーに対する社会的要請があり、相当ふえてきておりますけれども、反射光だけではなく、場合によっては景観の破壊といったところまで起きて地域住民とのトラブルにも発展した事案もあるようでございます。こうしたことから、北海道建設部におきましては景観に対する影響が予測されるといたしまして平成27年11月に北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインを策定し、大規模な施設整備の場合に事業者が自然景観や町並み景観など周辺環境との調和を図るために配慮すべき考え方を示し、市町村の理解を深め、魅力ある景観形成を進めているところであります。このほか、自治体が条例で設置規制を行うことも他府県ではふえてきておりますものの、道内におきましては一部団体で独自のガイドラインの策定が見られますけれども、設置に関して問い合わせ等のあった事業者に対しては経済産業省資源エネルギー庁が策定しております事業策定ガイドラインやさきにお

話しさせていただきました北海道のガイドラインの遵守、近隣住民への理解を得ること、周辺環境への配慮について申し入れる等対応をしているなど、その取り組みについて情報をいただいたところでもございます。今後環境への配慮や住民の理解を前提といたしましてどのような対応ができるのか、ガイドライン、要綱、条例等の制定も含め、北海道建設部等関係機関等にお話を伺いながら十分検討してまいりたいと思います。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君）〔登壇〕十分検討していくとの回答、よろしくお願いを申し上げます。条例制定は、本当に大変な作業であると思います。専門的な知識でありまして、林業、土木、建築、いろいろな知識が必要でございまして、各課連携によるワーキンググループの編成が必要となると思います。条例の早期制定を強く要望いたします。当座は、北海道のガイドラインにより事業者に住民の理解を得ることや環境への十分な配慮をするように指導していただきたいと思います。

次に移ります。

○議長（若山武信君） 安藤議員、ちょっと伺います。電力発電については、全部終わりですね。

○2番（安藤繁君） 電力発電について終わりました。

○議長（若山武信君） では、ここで暫時休憩いたします。

（午後 0時05分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤議員。

○2番（安藤繁君）〔登壇〕次に、件名3、町内会について、町内会の運営について、町内会の財政状況と組織の運営について現状と将来をどのように考えているのかを伺います。

地域の核であります町内会の運営についてであり

ますが、私も過去20年ほど町内会の役員として運営に携わってまいりました。平成17年に私が会長に就任したころの財政は、非常に厳しい状況で、積立金もなく、お楽しみ会などの事業で予算をオーバーした分を役員のポケットマネーで補填をしたり、決算期になると当時の防犯灯の電球の修理代が2万から3万でありましたから、切れなければいいとか、香典料が5,000円なので、お亡くなりになる方が出なければいいとか、赤字にならないかと寝つかれないこともしばしばありました。これではだめだとの思いで会員の協力を得ながら資源ごみの回収や基金造成パーティー事業を開催し、益金の積み立てを行い、おかげさまで一定額の貯蓄ができました。町内会の世帯数は、平成10年3月末には295世帯で、会費収入も86万9,000円ほどありましたが、平成30年度末では240世帯まで減少し、会費収入も67万7,000円と減少しております。また、役員につきましては、高齢化や病気による退任、死亡による欠員が相次ぎ、随時補充してまいりましたが、役員の引き受け手がなかなかなく、つい先月まで総務部長職を会長が兼任するなど厳しい運営になっております。私も市職員在職の折、町内会役員として本当に正直大変でございましたが、地域の福祉の向上に少しでも役に立てればとの思いで頑張ってまいりました。今後人口の減少により、各町内会若干の差はあれども、役員の確保、財源の確保、事業の実施はますます厳しくなるものと予想されます。市では、町内会の財政状況や組織について現状と将来をどのように考えておるのでしょうか、お伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 町内会の現状でございますけれども、お話にありましたとおり、さきに開催されました町内会連合会総会等においても私ども行政から町内会にお願いすることが多くなっていることや加入率の低下、役員のなり手不足などにつきまして、その現状について伺っているところでございます。こうしたことから、町内会の負担が過重とならないよう関係部署間で連携し、配慮していくことはもち



ろんでありますけれども、加入率の向上策として他市で実施してございますが、転入者が各種手続を窓口で行う際に市と連合町内会で作成した町内会加入促進パンフレットを配付するなど、町内会連合会と協議し、進めてきておりまして、今後も町内会連合会と連携し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君）〔登壇〕 大変ありがとうございます。市と町内会が連携し、加入促進パンフレットの作成、配付等いろいろ検討されているということございまして、非常に好ましいことだと思います。市の職員の方もお仕事本当に大変でしょうが、各地域の役員として、また役員でなくてもできる範囲で町内活動に参加していただければと思います。参加することによって地域住民が市に何を望んでいるのか理解でき、地域住民の福祉の向上に役立つ思考が培われるものと思います。

次に、項目2、町内会館の運営について、要旨1、町内会館の老朽化と維持管理について現状と将来をどう考えているのか伺います。町内会館の維持管理ですが、草刈りや冬期除雪、光熱水費も含めて多額の経費と労力がかかります。除雪費につきましては、近年5万円の補助がつき、大変助かっております。ありがとうございます。しかし、運営財源がほぼ町内会からの繰入金であるため、単独の町内会では維持管理が厳しくなっております。町内会館の管理を市に返還したいとの町内会の声も聞かれます。このままでは、遠からず町内会館や老人クラブの寿の家の老朽化に伴う維持補修も困難になってくるのではないかと考えられます。市では、現状と将来をどのように考えているのか伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 町内会館の運営につきましてお答えさせていただきます。

現在生活館や地域コミュニティセンターなど町内会館は、各町内会指定管理されておりまして、地域のコミュニティの醸成のため、その施設が地域の方々が利用しやすいようにと考えておりますけれど

も、先ほどもお話にありましており町内会への加入率の低下もございまして、施設の運営など大変でありますことから、交付金化するなど現在の補助金を使いやすいようにしてほしいなどのご要望も伺っております。さらに、除雪だけではなく、施設の維持にも充てられる補助金等を検討してほしいとのご意見、町内会長会議、町内会ブロック会議などお話を伺っているところでございまして、町内会館の運営が厳しい状況でございますが、災害時にも避難所等として利用することもございますので、隣接する町内会が共同で会館を利用していくことなど、町内会連合会を中心に十分に協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君）〔登壇〕 町内会館につきましても町内会長会議等で要望が出ているようです。予算の確保をよろしくお願いいたします。隣接する町内会館の共同利用の話も進んできているようで、非常に好ましいと思います。また、3年後に小学校の統合がありますが、豊里小学校の活用方法について豊里地区の5町内の町内会館、老人クラブの会館、サークル活動の拠点として活用するなど、早期に活用方法を検討いただきますよう要望いたします。

次に参ります。項目3、防犯灯の電球について、要旨1、防犯灯の電球の取りかえ補修に係る助成について伺います。防犯灯ですが、10年ほど前にマイマイガの被害対策として本市で一斉に取りかえをしたナトリウム電球やLED電球が全市でそろそろ球切れしているようです。電球の取りかえは、町内会の負担となっており、費用はナトリウム灯40ワットで1万2,000円、150ワットで2万4,000円、LED電球は小さい球で3万円、大球で5万円と高額であり、豊栄町には24基のナトリウム灯がありますが、同じ時期に続いて切れるものと推測されます。今後積立金のない町内会もあると聞いておりまして、各町内会にとっても大変大きな財政負担となります。市では、助成について何か考えておられるか伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 防犯灯の電球についてのご質問でございますけれども、防犯灯のLED化は平成22年度に省エネルギー防犯灯整備事業により進められ、全体の約6割、500灯ほどがLED化されたところでございます。日本照明工業会によりますと、寿命が蛍光灯が8,500時間に比べましてLEDは6万時間と言われまして、約7倍延びたと言われておりますものの、整備から約10年経過することもあり、器具の劣化も考えられ、お話にありましたとおり場合によっては交換も必要になってくるのではないかと考えております。まずは、LED化されておられません防犯灯の対策を進めてまいりたいと考えておりますけれども、LED導入当初は電気代も抑えられまして交換する電球に係る費用も蓄えられるとのお話もありましたものの、先ほどもお話にありましたとおり町内会の運営状況が大変厳しい状況でありますことから、今後交換費用についてもこれまでの補助金を交付金化するなどし、対象の経費としていくなど、その対応を検討していかなければならないものと考えております。

以上、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君）〔登壇〕 市長、前向きな検討、大変ありがとうございます。早目の対応をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、項目4、町内会合併について、要旨1、町内会の各ブロックの合同事業の実施及び合併について伺います。現在住友地区や文京地区、さらに平岸地区で連合町内会が組織され、盆踊りやビアパーティーなどが開催され、活発に活動されており、素晴らしいことと思います。また、ブロック単位の連合や合併について単独の町内会が他の町内会や老人クラブに呼びかけて話をしていくということは、なかなか現実に難しいと考えます。今後の当市の人口減少を勘案し、各町内会の自主性を尊重しつつも、市と全市を網羅した赤平市町内会連合会と連携してブロックでの合同事業の実施の促進、また早期の合

併を促進することを考えていってはいかがでしょうか、伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 町内会の合併についてでございますが、確かに加入会員が少なく、町内会の活動が困難なところも見受けられますけれども、昨年度より先ほども申し上げさせていただきましたが、まずは隣接する町内会が共同で会館を利用していくことなど、町内会連合会を中心に今後話し合っていきたいというお話もございまして、町内会長会議等でも伺っております。今後も十分に町内会連合会等と協議し、できる限りのご協力をさせていただきたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君）〔登壇〕 当市の人口が1万人割れをするのは、間近なようです。11年後は6,812人との推計も発表されました。楽しい温泉旅行も人数がまとまらないとバスの送迎もしてもらえません。お楽しみ会やビアパーティーの実施も単独ではなかなか難しくなっている状況でございます。今後ともブロックでの合同事業の実施や町内会の合併につき、町内会連合と協議をして将来の人口と財政規模に見合った町内会の編成を進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、今回の私の質問を終了いたします。ご答弁、大変ありがとうございました。

○議長（若山武信君） 質問順序4、1、今後の赤平の農業について、2、空き家対策について、議席番号9番、東議員。

○9番（東成一君）〔登壇〕 通告に従いまして、2点の質問を行います。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず、1つ目の質問に入りたいと思います。件名、今後の赤平の農業について、項目、スマート農業について質問いたします。我が国を取り巻く農業経営は、苦境に立たされております。最近の報道では、アメリカとのFTA、自由貿易協定で日本の飼料用

輸入の3カ月分、約300万トン近くものトウモロコシの追加輸入を政府が決定いたしました。アメリカから中国のトウモロコシの輸入は最近なく、需要も低下している関係でアメリカシカゴの商品先物市場においては相場が暴落していたので、今後日本ではF T Aの合意どおりにトウモロコシを買い付けなければ、アメリカの農家が助かりますが、日本の酪農家にとっては飼料のコストが上昇して経営が厳しくなると危惧されます。また、赤平市の農業といえば、何といっても米であります。稲作は、全耕地面積の80%を占めております。米の輸入については、7万トンのアメリカのT P P新設枠を2カ国間交渉で15万トンまでふやすよう、アメリカの米団体はT P Pを超えるよう要求しております。ただし、既に日本が別枠の輸入、S B S米でアメリカ産米の輸入をふやそうと努力していたので、どのような数字に落ちつか赤平の米農家の方々は固唾をのんで見守っているという現在の状況であります。

さて、北海道農業従事者の平均年齢は60歳で、赤平ですと62歳となっております。農業従事者の高齢化が進んでおります。また、農家戸数は、全道で平成22年の4万6,545戸から平成30年には3万8,400戸と8年間で17.5%減っているのに歩調を合わせるかのように、赤平市においても私の記憶では全盛期には300戸ほどあった農家が今では100戸を大幅に切っている状況であります。このまま農家の平均年齢が上がり、高齢化が進みますと、将来の農業経営は衰退の一途をたどることになり、やがて離農者が続出すると懸念しております。そうなりますと、食料自給率200%を超える北海道の本州への食料供給源としての役割が果たせなくなってしまう、そういうおそれがあります。

さて、最近は農業においてもI C Tを活用して人手不足を解消しようという取り組みがなされております。また、スマート農業と言われる分野では、G P Sを搭載した農機具を使用して自動運転やドローンを使用して農薬の散布も試行されております。このようなスマート農業を導入している岩見沢市を鈴

木知事が先月8月28日に訪れ、同市内にある農場に移動して現地を視察し、作物の生育状況を確認したほか、I C T技術導入による農作業の変化について意見を交換しました。岩見沢市では、2013年に設立したいわみざわ地域I C T農業利活用研究会を中心に北大大学院農学研究院の野口教授らとの産学官での連携体制を構築し、ロボットトラクターなどの実証試験を実施しており、2019年には北大とN T Tグループと連携協定を結び、スマート農業の実用化に向けて先進的な取り組みを進めております。鈴木知事は、みずから自動運転のトラクターに試乗した後、鈴木知事のコメントとして次のように述べられています。課題はあるが、技術自体は大分進歩している、通信環境や基盤整備を連動させ、最先端の取り組みを協力して進めたい、このように述べられ、スマート農業に対して前向きなコメントをしております。私は、未来の明るい農業を構築するためにはスマート農業導入による農作業における作業時間を削減し、同時にコストカットを図っていかねばならないだろうと考えております。その観点から、スマート農業には新たな就農者を引きつける魅力があると思います。最近赤平市の農家の方々から、若い人の2家族ほどがUターンしてきて農家を継いでおられます。しかし、今後ともこうした傾向が続くかどうか正直なところ楽観はできません。

そこで、将来的に若者の農業就労を増加させる可能性ある技術革新導入に関する助成を検索したところ、農水省に融資主体補助型経営体育成支援事業がありました。当市としては、このような制度の活用促進に取り組む考えがあるのか、また市独自のスマート農業助成制度をつくる計画があるのかを伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 近年農業従事者の高齢化、人手不足、後継者不足など深刻な問題を抱えているのが日本の農業でございまして、当市の農業でも平均年齢約62歳と高齢化が進んでおり、農家戸数も減少傾向で農地の遊休地化などが懸念されているところ

でございます。一方では、親元から農業経営を継承した数名の若手農業者が農業に従事され、またことしからUターンした後継者が農業に励んでおり、今後赤平市の農業振興に寄与することを期待しているところでございます。しかしながら、高齢となった後継者のいない農業者においては、耕作面積の縮小や離農という選択を余儀なくされ、賃貸や売買により規模拡大を図る農業者へと引き継がれているところであり、将来的には1戸当たりの受け持つ面積も膨らんでいくものと思えます。

そこで、将来の農業を考えると、人手不足を補うために農作業機械の自動運転化による栽培技術の継承が行えることを目的といたしまして、現在はスマート農業の普及が注目されているところでございます。当市の若手農業者の中でも新たな農業の姿、スマート農業に興味を示していると同様に、ことしから衛星利用測位システム基地局の運用がJ Aたきかわで開始されまして、導入に向けた説明会や研修会などが行われるなど注目を浴びており、既に導入している農家もありますことから、今後の農業技術に期待しているところでございます。また、システムを活用いたしましたドローンによる農薬や肥料の散布、特殊カメラによる生育状況の確認など圃場管理、農作物の品質向上といった適正な栽培管理が可能と言われております。いずれにしても、ICT化は高価な機器であり、低コスト化が課題で、現在は発展途上だと思いますけれども、少ない人数で大きな効果を期待できるところでございます。農林水産省では、農業従事者の減少を見据え、農作業の効率化、省力化を図る農業生産技術体系の確立を目指し、スマート農業を推進していることから、今後はさまざまな補助事業も考えられます。スマート農業の取り組みは始まったばかりであり、当市といたしましても農業者の意向を踏まえながら国の支援事業を見据えて検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 東議員。

○9番（東成一君）〔登壇〕 ありがとうございます

ました。北海道米は、品質も大変優良になっております。赤平市においても重要かつ中心的な産業である農業がこれ以上衰退することは、赤平市にとって不利益となるものであり、避けなければなりません。このような観点から、スマート農業導入の問題はもちろんですが、後継者問題等さまざまな問題の検討を進めていただきたい、このように強く要望し、この質問は終わらせていただきます。

次の質問に移ります。空き家対策について、倒壊の危険のある老朽家屋について質問いたします。国交省の調査を見ますと、日本全国で空き家の増加が著しい傾向にあります。本年度4月の全国空き家数は819万6,000件で、住宅全体の13.5%となっております。そして、2033年には空き家数は2,000万件で、住宅全体の39.9%になると予測されております。また、所有者不明の空き家の土地や山林等の総面積は、2040年度には団塊世代の大量相続時代を迎え、720万ヘクタールに拡大して北海道全体の面積に匹敵するだろうと、こう予想されます。当市においても空き家が目立ちます。市民の方々の中には、台風や気候変動により強風が吹くと空き家のトタン屋根が吹き飛び、器物を破損し、さらには人身に危害を加えるおそれが高まると感じております。とりわけ当市は、多雪地帯ですので、冬期の落雪事故には一層懸念が深まります。しかしながら、空き家を撤去する場合には、私有財産権の侵害をしないように配慮するために相続人を全国津々浦々まで捜し、同意してもらうことが必要になると思えます。相続人数が多数に及ぶので、その作業に係る事務作業量と時間が膨大になると想定されますが、老朽空き家が倒壊する可能性が切迫している状況下では悠長なことは言われていきません。なぜ空き家を放置しておくかという理由を調べますと、解体費用をかけたくないからという理由が調査の約4割を占めています。そうした経済的な理由から、相続人の多くの人同意を拒否し、あるいは相続放棄物件となった場合には法的に許可を得て行政が代執行する制度の整備や助成金の活用が喫緊の課題になると思えます。また、代

執行するにしても老朽家屋の倒壊の切迫度に順番をつける災害医療の治療優先順位をあらわすトリアージの必要性があるのではないかと思います。

そこで、当市においては、まず1つ目、空き家の危険度によるランクづけをしてデータベースを作成しているのか、2つ目、データベースをもとに所有者が特定されて連絡がとれる場合の除却要請に行政指導の手順と内容のマニュアルを考えているのか、3つ目、緊急時に安全を確保するための条例の制定の考えはあるのか、この3点についてお伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 空き家対策につきましてお答えいたします。

昨年空き家等対策の基礎的な資料とするため、国土交通省の補助金を活用いたしまして現地調査や所有者調査等実態調査をいたしまして空き家のデータベースを作成し、さらにこのデータをもとに空家等対策協議会を設置し、昨年度協議をしていただきまして、3月には空家等対策計画を策定、ホームページにおいても掲載させていただいたところでございます。本計画に掲載してございますけれども、市内全域における空き家の総数は390件でございまして、空き家の老朽度危険度を5段階で分けますと、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあるDランクが35件、倒壊しているか倒壊の危険性があり、解体などの緊急度が極めて高いEランクが87件と全体の3割を占めている状況でございまして、現在除却をした空き家をデータから取り除くなどの整理を行い、D及びEランクの所有者が判明しているものについては適正管理されるよう通知するなど進めているところでございます。

今後あかびら住みかエール、あんしん住宅助成事業など既存の制度等を活用し、空き家の適正管理に努めていただくことはもちろん、管理不全な空き家につきましては助言、指導、勧告、命令、代執行といった特措法に基づく措置のため立入調査し、空家等対策協議会等における意見を踏まえまして特定空き家等の認定を進め、さきの議会でもご報告申し上げ

げましたとおり、法では補い切れない部分、例えば空き家等の状態が急激に悪化し、公共施設等を利用する不特定多数の人の生命、身体または財産に重大な損害を及ぼすなど緊急に対応する必要がある場合には、危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができるよう緊急安全措置の規定を条例で定めておくなど進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 東議員。

○9番（東成一君） [登壇] ありがとうございます。当市では、市街地の場合は住宅が密集していますので、人口が減っても空き家の倒壊の危険性を住民同士である程度共有できますので、役所に相談や申請が可能になると思います。しかし、例えば共和地区の農村部では、人家がまばらなため、身近な問題として危険性を共有できないことが多いのではないかと考えられます。そういう地域で思わぬ突風によりトタン屋根が相当遠くまで飛ばされた場合には、老朽家屋からある程度離れた場所における交通障害や人、車に損害を与える可能性を想定しなければならぬと考えます。そういう地域の実情に柔軟に対応できるように今後進めていただきたい、このことを要望し、私の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若山武信君） 質問順序5、1、子育て支援について、2、高齢者対策について、議席番号8番、伊藤議員。

○8番（伊藤新一君） [登壇] 通告に基づき質問しますので、答弁をよろしくお願いいたします。

このたび10月より幼児教育の無償化並びに消費税の増税によりますことから、2点について質問をさせていただきます。まず初めに、件名1、子育て支援について、項目1、保育所の現状についてであります。保育所などの待機児童問題は、現在も報道等で取り上げられ、社会問題となっております。国としても2020年度までに待機児童ゼロを目標に受け皿

整備を進めてきましたが、追いつかないことから、2020年度末までの目標達成のために新たな支援策を発表しております。2017年度の全国の待機児童数は、4月で2万6,081人、10月には5万5,433人となっており、2018年度には減少はしているものの、4月で1万9,895人、10月には4万7,198人となっており、4月から10月までの半年間に大幅に増加しております。北海道でも減少傾向ではありますが、2018年4月で129人、10月には1,070人ももの待機児童がおり、4月から10月までの半年間でやはり大幅な増加が見られております。そのほかにも潜在待機児童もおります。今年度につきましては、4月の全国の待機児童数は1万6,772人、北海道では152人となっておりますが、10月には全国でまた待機児童が増加することが予想され、北海道も同様に増加すると思われる。今年度4月現在での北海道の潜在待機児童数は2,539人と、このようになっております。そのような中で10月より幼児教育の無償化が始まります。保育所に入所することができない待機児童を抱えている子育て世代からは、幼児教育の無償化の前に待機児童解消のための受け皿整備を早く進めてほしいとの声が多くあります。子育て世代が待機児童問題等により、それが原因で子供を産み育てることに不安を感じ、ますます少子化が進むのではと危惧しているところでもあります。

赤平市につきましては、2017年4月には104人の入所、2018年4月には106人の入所で年度途中の受け入れができず、待機児童が発生しております。本年度4月は、107人の入所があったと思います。今のところ待機児童は発生していないと思いますが、文京保育所に入所を希望したが、入所ができなかったとの話も聞こえてまいりました。10月から始まる幼児教育の無償化に伴い、入所希望がふえる可能性があると思われま。

そこで、文京保育所、若葉保育所の今現在の入所状況と今後の受け入れ状況についてお伺いをいたします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 保育所の現状についてお答えさせていただきます。

今年度につきましては、8月末現在文京保育所で81名、若葉保育所で30名の合わせて111名の子供をお預かりしており、これまで待機児童の発生はありません。また、昨年度末ごろに今後の入所希望をいただいた方についても順次受け入れが可能であると考えております。さらに、幼児教育無償化の影響で入所希望がふえる可能性のある3歳から5歳までの子供につきましても受け入れは可能かと考えております。しかしながら、保育所の入所に関しましては、入所児童の年齢や人数に対しまして職員の配置基準がありますことから、年齢等によってはご希望に沿えない場合がございます。そのため、入所を希望される場合につきましては、まずは希望保育所やお子さんの現状等をご相談いただいているところでございます。保護者の方々の子育て支援を行う上でニーズを満たせるようできる限りの対応をさせていただきますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 伊藤議員。

○8番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきましたけれども、今現在文京保育所81名、若葉保育所30名の合わせて111名の児童を受け入れている状況であると確認いたしました。また、待機児童が発生していないこと、昨年末に入所希望をいただいている方についても受け入れが可能であることも確認したところでございます。さらには、幼児教育の無償化で入所希望がふえる可能性のある3歳児から5歳児についても受け入れが可能であると考えているとのこと。しかし、入所児童の年齢や人数に対し職員の配置基準があることから、年齢によっては希望に沿えない場合があるとのことでもあります。すなわち、待機児童の出る可能性がある、そういうことであると思います。そのような中でニーズを満たせるようできる限りの対応をするとのことでもありますから、今後の入所希望者がどのようになるかわかりませんが、幼児教育が無償化されたの

に保育所に入所ができないという事態にならないよう、人口減少対策の重要な施策でもあります子育て支援の充実との観点から、十分な対応をお願いしたいと思います。

続きまして、保育士の現状についてお伺いいたします。先ほどの質問でも待機児童問題に触れていますが、大きな要因は保育士不足によるものであると思います。当市においても待機児童が発生した2017年度、2018年度については、保育士不足が原因でありました。2018年度については、特に一時預かり保育の中止、若葉保育所の土曜日の休所など保育サービスが低下し、保護者のニーズに応えることができませんでした。保育士のなり手不足により、各自治体でも保育士確保に苦慮している中、当赤平市では保育士確保のため担当所管で努力をされ、2018年度10月に保育士の中途採用をしたことにより待機児童は解消され、一時預かり保育の再開や若葉保育所の土曜日再開も行っております。さらに、ことしの4月には新規採用もありました。しかし、その後に勤務異動や退職者も出ており、また保育士不足が発生しているのではないかと思います。延長保育、一時預かり保育、土曜日の開所などは継続して行っておりますが、保育士の勤務状況の現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 保育士の現状についてお答えさせていただきます。

当市では、これまでも待機児童の解消、安定した保育サービスの提供を図るため保育士の確保に努めてまいりましたが、退職などによりぎりぎりの運営を余儀なくされており、対応に苦慮しているところでございます。今年度につきましては、新規に臨時職員を2名採用したほか、来年4月に正職員を採用する予定です。職員確保につきましては、各保育士養成校への応募依頼に何うとともに、今年度は文京、若葉両保育所におきまして大学等からの実習の希望者が複数名おり、今後も積極的に実習生の受け入れなどを行いながら職員の確保に努めてまい

ります。

また、あわせて職員のスキルアップのための研修への参加や過度の労働にならないよう勤務配置、定期的な休暇の取得機会の確保など、従事する保育士の一層の就業環境の向上を図るべく努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 伊藤議員。

○8番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの答弁でぎりぎりの運営を余儀なくされており、対応に苦慮しているとのことでした。今現在保育士は、新規に臨時職員2名を採用しているとのことですが、先ほどの答弁でもあったように入所希望児童を前年より多く受け入れており、今後も可能な限り受け入れるということであれば、以前にも質問等で答弁をいただいておりますけれども、保育士の勤務状況が時間外での対応となるおそれがあると思います。また、文京保育所については、受け入れ可能児童数の定員が一応75名になっていると思いますけれども、現在81名、若葉保育所については定員45名に対し30名の児童を受け入れており、受け入れ状況に差が出ております。もしこのことから両保育所の保育士の時間外勤務に差が出るのであれば、そのことについても検討していかなければならないと思っております。職員のスキルアップのための研修への参加、定期的な休暇の取得機会の確保など、従事する保育士の一層の就業環境の向上を図るべく努めてまいりますとの答弁をいただきました。今後も現場と密に連絡をとり、情報の共有を図りながら保育士の待遇の改善に努めていただきたいと、このように思っております。件名1については、これで質問を終わらせていただきます。

続きまして、件名2、高齢者対策について、項目1、除雪についてであります。赤平市の除雪につきましては、市道等を含め、おおむねほかの自治体よりも評価されていると思います。しかしながら、毎年のように市民から除雪問題について多様な声が上がってきております。当市においても高齢化率が

46.7%、約50%に届くまでになっており、健康寿命が延びているとはいえ、高齢者にとって除雪は大変な作業であります。当市では、平成25年10月に高齢者世帯等除雪費助成事業が実施され、現在夫婦ともに75歳以上の家庭は高齢者世帯等除雪費助成事業の対象になりますが、夫婦のどちらかが75歳未満の場合は対象にならない、また独居の75歳未満の方でも身体的能力の低下により除雪作業ができない場合は申請をして審査後該当になると助成されていると認識しております。以前にも助成制度の該当基準の質問があり、助成額の充実や助成対象年齢の引き下げなどの要望があるが、請負業者が不足しており、該当基準を拡大しても制度を利用できない方がさらに発生することも懸念される、また所得水準については該当基準に考慮されていないことから、本来のあり方についてもあわせて検討していかなければならないと考えていると、このように答弁しておられます。そのことから、私も昨年12月に質問をし、該当基準の見直しを含めた制度の検討を要望しております。高齢者世帯等除雪費助成事業が実施されてからことしの10月で6年目になります。除雪に係る経費なども年々上がっており、高齢者の金銭的負担もふえております。10月には消費税増税により、さらなる負担増も考えられることから、見直し等の考えをもう一度お伺いいたします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 高齢者世帯等除雪費助成事業の見直し等の考えについてお答えいたします。

平成30年12月定例市議会にて社会福祉課長から除雪費の助成について答弁させていただきましたが、平成25年10月より高齢者世帯等除雪費助成事業として赤平市社会福祉協議会に委託事業として実施しております。対象者の該当基準につきましては、平成30年に一部見直しを行い、75歳以上の世帯のみの高齢者世帯、障がい者世帯と要介護世帯、そしてひとり親世帯となっており、かつ自力での除雪が困難であり、支援する親族のいない世帯となっております。本事業につきましては、高齢者などの在宅支援の重

要なサービスとなっており、平成25年10月から一定の助成をしておりますが、同事業要綱に関しまして現在は課税、非課税世帯などの所得要件がない、個人を含む登録事業者等の不足問題、除雪費用の高騰など検討する課題もあり、さらには財政的負担も生じますことから、他市町村の実施状況も参考にしながら、委託先であります社会福祉協議会にも実情を伺い、高齢者などの在宅支援サービスが持続的によりよい形で行えるよう研究を行ってまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 伊藤議員。

○8番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの答弁で高齢者世帯等除雪費助成事業が平成30年度に対象者の該当基準の一部見直しをしていることはわかりました。また、現在赤平市は課税、非課税世帯などの所得制限がないことも理解しております。除雪費用の高騰など検討する課題もあると答弁されておりますので、そのような認識をされているのであれば、ぜひ除雪費用の見直しについては検討していただきたいと思っております。また、先ほどの質問でも申し上げましたが、10月には消費税増税により高齢者の金銭的負担増も考えられます。今の課税世帯の該当基準はそのまま、さらに非課税世帯の助成金の見直しを検討してはいただけないでしょうか。他市町村では、所得要件のある自治体があると思いますが、赤平市は所得要件がなく、その点では大変よい事業であると思っております。ですので、一歩踏み込んだ支援をぜひともお願いをしたいと思っております。高齢者などの在宅支援サービスが持続的によりよい形で行えるよう研究を行ってまいりますことですので、非課税世帯の助成金見直しについて強く要望いたしますので、もう一度検討していただきたいと、このように要望し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。



本日は、これをもって散会いたします。

(午後 1時57分 散 会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)